

金沢美術工芸大学教員の海外研修に関する要綱

平成 22 年 4 月 1 日

要綱第 8 号

(目的)

第 1 条 教員の海外研修は、その者の専攻する学問分野について、外国において研究調査し、教授又は研究の能力等を向上させることを目的とする。

(選考)

第 2 条 海外研修は、本人の希望により、次の条件を具備する者のうちから学長が選考する。

- (1) 研究調査を推進するに適切な題目について研究調査しようとする者
- (2) 教育及び研究の実績のある者
- (3) 原則として過去 2 年間公費による海外研修を受けていない者。ただし、文部科学省補助金を受けたものについては、この限りではない。

(費用の支給)

第 3 条 海外研修には、予算の範囲内において、海外研修調査委託料を支給する。

(学長への届出)

第 4 条 海外研修期間中に病気その他の事由によって当該研修調査ができなくなった場合は、学長に届け出て指示を受けるものとする。

(研修成果報告書の提出)

第 5 条 海外研修調査が終了したときは、すみやかに研修成果報告書を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。